第百五十五条の二十五第一号ハ⑴中「第六十八条の九第三項、第六項」を「第六十八条の九第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の七第二項」に改め、同条第二号ハを削り、同号ニ中「ニに」を「ハに」に改め、同号ニを同号ハとする。

第百五十五条の二十七第四項中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額）」を削り、同条第五項に次の一号を加える。

三　連結法人が有する株式又は出資を発行した外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令に基づき、当該外国法人に係る租税の課税標準等（国税通則法第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正又は決定（同法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）に相当する処分（当該連結法人との間の取引に係るものを除く。）があつた場合において、当該処分が行われたことにより増額された当該外国法人の所得の金額に相当する金額に対し、これを法第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額に相当する金銭の支払とみなして課される外国法人税の額

第百五十五条の二十八第一項中「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削り、同条第二項中「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第百五十五条の三十六第一項第一号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（同法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「同法第百七十六条第三項の規定による控除をしないで計算した当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

第百五十五条の四十三第二項第八号中「に規定する分配時調整外国税相当額」を「の規定による控除をされるべき金額に第百五十五条の四十五の二第一号（連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算）に掲げる金額のうちに同条第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第四項中「応じ」を「応じ」に改める。

第百八十四条第一項第十五号中「の損金不算入」を削り、同条第五項の表第百十八条の六第四項（短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続）の項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「手続」を「手続等」に改め、同表第百二十一条の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等）の項、第百三十三条の二第五項（一括償却資産の損金算入）の項及び第百三十九条の四第十項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）の項中「同条第三項」を「法第十条の三第三項（課税所得の範囲の変更等）」に改める。

第二百一条の二第一項第一号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（同法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「同法第百七十六条第三項の規定による控除をしないで計算した当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改め、同項第二号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「同法第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第十二条の二　法附則第十九条の二各項（農業協同組合中央会の特例）に規定する政令で定める法令は、法、地方法人税法、租税特別措置法その他の法人税及び地方法人税に関する法令とする。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新令」を「法人税法施行令」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「第七項に」を「第六項に」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

附則第十三条第一項中「場合において」の下に「、旧令第百二十五条第三項中「法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」とあるのは「普通法人又は協同組合等」と」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第二項中「新令及び」を「法人税法施行令及び」に改め、同項の表新令第十四条の八第三号イ⑴及び⑵の項中「新令」を「法人税法施行令」に改め、同表新令第十四条の十一第四項（課税所得等の範囲等）の項中「新令第十四条の十一第四項」を「法人税法施行令第十四条の十一第十三項」に改める。

附則第十八条第二項中「新令」を「法人税法施行令」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第十九条第二項中「新令及び」を「法人税法施行令及び」に改め、同項の表新令第十四条の八第三号（時価評価資産等の範囲）の項から新令第十四条の八第三号イ⑵の項までの規定中「新令」を「法人税法施行令」に改め、同表新令第十四条の十一第四項（課税所得等の範囲等）の項中「新令第十四条の十一第四項」を「法人税法施行令第十四条の十一第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第百四十八条第一項の改正規定、同令第百五十五条の三十六第一項の改正規定、同令第百五十五条の四十三第二項第八号の改正規定及び同令第二百一条の二第一項の改正規定並びに附則第十五条の規定　平成三十二年一月一日